

第8章 目標値の設定

- 1 目標値の設定
- 2 立地適正化計画の見直し



第8章 目標値の設定

1 目標値の設定

本計画では、立地適正化計画を導入することによる効果を検証するための目標値の設定を行います。目標値については、評価を客観的かつ定量的に提示する観点から、本計画の目標を具体化し、以下のように設定します。

目標1 安心して住み続けられる良好な住環境の形成

居住誘導区域内の人口密度を今後も維持することを目標とします。

指標	基準値 【H28年度】	現況値 【R2年度】	目標値 【R17年度】
居住誘導区域内人口密度（人/ha）	42	41	42

目標値の考え方

居住誘導区域内の人口密度は、平成28年度の本計画策定時に目標値として掲げた42人/haを維持していくものとします。

なお、平成27年国勢調査100mメッシュデータを基にした推計人口によると、令和2（2020）年時の居住誘導区域（1,588ha）内の人口及び人口密度は、64,909人、40.9人/haであり、目標値42人/haを達成するためには居住誘導区域内に1,799人の人口誘導を果たす必要があり、都市機能及び居住の誘導によって人口密度の維持を図ります。

目標2 多様な交流や活動、賑わいを生み出す都市環境の形成

居住者の生活利便性を維持・向上していくためには、都市機能誘導区域内の生活利便施設を維持・増進していくことが必要です。このため、都市機能誘導区域内の生活利便施設数を以下のとおり設定し、令和17（2035）年度までに立地を維持、誘導することを目標とします。

指標	基準値 【H28年度】	現況値 【R3年度】	目標値 【R17年度】
スーパーマーケット	13	13	15
コンビニエンスストア・商店	21	18	23
医療施設	32	4	38
		29	
高齢者施設施設（通所系）	20	24	24
障がい者福祉施設（通所系）	12	29	14
子育て施設	27	20	32
		22	
金融機関	19	16	20
都市機能誘導区域内の生活利便施設の総数	144	175	166

目標値の考え方

居住者の生活利便性を維持・向上していくため、都市機能誘導区域内の生活利便施設数については、基準値以上の施設数を維持・誘導するものとします。

目標3 まちなか～郊外までを繋ぐ公共交通ネットワークの構築

高速交通、各種拠点間及び郊外とのネットワーク形成を担う公共交通の持続性を確保するためには、一定の利用者を維持していく必要があります。

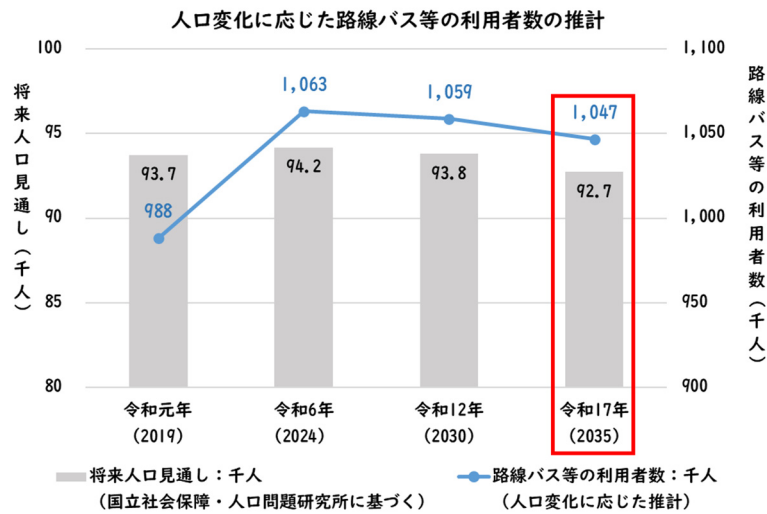
このため、路線バス等の利用者数を以下のとおり設定し、今後も引き続き利用を維持していくことを目標とします。

指標	基準値【R1年度】	目標値【R17年度】
路線バス等の利用者数（千人/年）	988	1,047

目標値の考え方

大村市地域公共交通再編実施計画では、再編事業の実施により、令和6（2024）年度の「路線バス等の利用者数」の目標値を1,063千人/年と設定しています。

本計画では、今後も引き続き、路線バス等の公共交通の利用を維持していくことを目標として、令和6（2024）年度の目標値をベースに、その後の人口変化を加味した上で、令和17（2035）年の目標値を設定します。



	令和元年 (2019)	令和6年 (2024)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
① 路線バス等の利用者数：千人 (人口変化に応じた推計)	988	1,063	1,059	1,047
② 将来人口見通し：千人 (国立社会保障・人口問題研究所に基づく)	93.7	94.2	93.8	92.7
③ 人口変化率 (令和6年の人口を1とした時)	0.995	1.000	0.996	0.985
①÷② 市民1人当たりの路線バス等の利用回数：回/人	10.5	11.3	11.3	11.3

第8章 目標値の設定

目標4 市民・事業者等・行政が一体となった総合的な防災・減災対策の推進

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率 100%を早期に達成するとともに、新たに要配慮者利用施設の立地がみられる場合には、速やかに計画策定を促進し、作成率 100%を維持し続けることを目標とします。

指標	基準値 【R2 年度】	目標値 【R17 年度】
避難確保計画の作成率 (%)	45.5	100

目標値の考え方

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律の各法では、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者または管理者に避難確保計画を作成することを義務づけています。

本市の避難確保計画の作成率（令和 2 年度末時点）は下表に示すとおりであり、施設利用者の円滑で迅速な避難確保を図るため、令和 17（2035）年度までに、本市の地域防災計画に定められた全ての要配慮者利用施設において避難確保計画の作成を目指します。

避難確保計画の作成状況

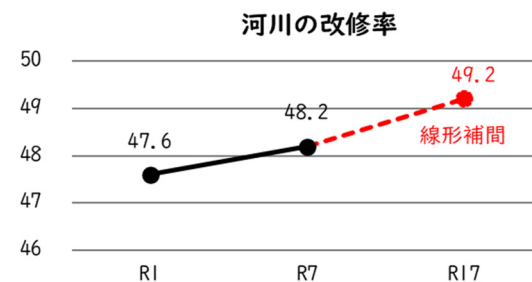
	基準値 【R2 年度】
A. 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数	77
B. 避難確保計画を作成している要配慮者利用施設数	35
避難確保計画の作成率 (B÷A) (%)	45.5

洪水による堤防の決壊や溢水等の災害防止のため、令和 17（2035）年度までに準用河川及びよし川の河川の改修率を 49.2%にすることを目標とします。

指標	基準値 【R1 年度】	目標値 【R17 年度】
河川の改修率（準用河川＋よし川） (%)	47.6	49.2

目標値の考え方

第 5 次大村市総合計画後期基本計画で設定されている「河川の改修率」の令和元（2019）年度の基準値と令和 7（2025）年度における目標値を基に、線形補間により令和 17（2035）年度の推計値を算出し、本計画の目標値として設定します。



2 立地適正化計画の見直し

立地適正化計画における国の指針では、公表から概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の進捗状況を把握し、社会情勢の変化や計画内容に関する調査・分析によって再評価を行い、計画の妥当性を検討することが望ましいとされています。

本市では、今後5年ごとに本計画の内容について評価を行い、目標の達成状況や施策の実施状況等の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。



